

(浅野会員には内容証明付郵便で送付したので、下記は、実際の形状と異なります。内容は同一です。)

2015年9月11日

浅野健一様

平素よりマス・コミュニケーション学会の運営にご協力いただきありがとうございます。

第34期編集委員会までお送りいただいたワークショップの記録について、お願いがありメールいたしました。お送りいただいた原稿を『マス・コミュニケーション研究』に掲載するに際して、第35期理事会で審議いたしました。と申しますのも、依頼したワークショップの記録は、当日の報告と意見交換の内容を要約し記録として残しておくことを目的としたものですが、原稿を受け取った編集委員会より貴原稿にワークショップの内容とは関係のない記述が含まれているとの指摘があったためです。

理事会での審議の結果、貴原稿のなかで「5月14日発行の学会会報に掲載された司会者・浅野の『所属』は」から始まる最後の段落について、削除を含む改稿をお願いすることとなりました(該当箇所には、貴原稿に網掛けをしています)。

以上の経過についてご賢察いただき、お送りいただいたワークショップの記録を改稿いただきますようお願いいたします。ご多用中恐れ入りますが、改稿された原稿は、学会誌の編集作業の都合上、9月末日までにご回送いただければ幸いです。

なお、今回の改稿は理事会の審議を経たもので、理事会の庶務を担当している総務担当理事の藤田真文(法政大学)を連絡責任者とさせていただきます。

改稿いただいた原稿は電子メールで藤田理事  
([mfujita@hosei.ac.jp](mailto:mfujita@hosei.ac.jp))

あてか、または郵送で日本マス・コミュニケーション  
学会事務局（〒108-8345 東京都港区三田  
2丁目15-45 慶應義塾大学 三田キャンパス 研究室  
棟）までお送りください。

日本マス・コミュニケーション学会  
会長 大石 裕

(浅野会員原稿(網掛けあり))

日本マス・コミュニケーション学会

34期編集委員会委員長

成田康昭様

[editormscom@jmscom.org](mailto:editormscom@jmscom.org)

(原稿は35期編集委員会宛てとなります)

第88号『マス・コミュニケーション研究』掲載用・  
報告1800字以内

ワークショップ7

「警察リークと犯人断定報道—袴田事件から氷見事件  
まで」

1966年に静岡県でみそ製造会社専務一家4人が死亡した殺人事件で死刑が確定、静岡地裁が2014年3月27日、再審開始を決定した「袴田事件」の捜査段階における報道を検証した。地裁決定の日に釈放された袴田巖さんの姉、袴田秀子さん(浜松市在住)が参加した。

問題提起者の人権と報道・連絡会事務局長、山際永三さん(日本映画監督協会・理事)は国立国会図書館で、当時の全国紙、静岡新聞、中日新聞の記事をコピーしてワークショップの会場で配布した。毎日新聞の記事は本数、スペースともに、圧倒的に多く、犯人視報道ばかりだった。

毎日は1966年8月18日朝刊で、「従業員「袴田」に逮捕状」などという大見出しの記事で逮捕を“スクープ”した。9月12日付静岡版トップに、「“科学捜査”の勝どき」という見出しの佐々木武惟(たけこれ)静岡支局長(2007年に死去)の署名記事(7段)が載っ

ている。佐々木氏は《当局の地道な努力》を持ち上げる一方で、袴田さんを《情操が欠け、一片の良心も持ち合わせていない》と攻撃した。

山際さんは、佐々木氏が元毎日新聞社会部長の肩書で出版した『事件記者—スクープにかけた 30 年』（1980 年、グリーンアロー・ブックス）の中の記述を取り上げた。佐々木氏が同書を出版した年の 11 月、最高裁が上告を棄却し、死刑判決が確定している。

同書によると、「シンパ刑事」の捜査員が袴田さん逮捕の前夜、支局 3 階にある支局長宅まで来て、翌朝の逮捕を逮捕時の警官 60 人の配置図まで書いて伝えてくれたという。県警の刑事への連日の「夜討ち」で入手した「逮捕状をとった」「袴田あす逮捕」情報を確認するため、東京本社社会部を通じ、警察庁の幹部に警察庁へ当てさせたという記述もあった。

山際さんは比較的新しいリークの事例として、2002 年に富山県氷見市で起きた強かん事件で逮捕・起訴され、服役後に“真犯人”が現れた冤罪・氷見事件の柳原浩さんのケースと比較し、警察と報道の関係は袴田事件のころと変わっていないと指摘した。氷見事件では、「余罪」に関するリーク読売新聞記事（02 年 4 月 16 日）と同じ情報が、「捜査指揮簿」（同 15 日）という内部記録に残されていたことが判明している。

静岡地裁の再審開始決定から 1 年半になるが、検察の時間稼ぎの不当な東京高裁への即時抗告によって、再審開始決定はまだ正式には決まっていない。

山際さんは、メディアが DNA 型鑑定で地裁の再審決定が出たかのように報道しているのは間違いだと述べた。記事の書き出しで、「再審開始決定の決め手となった DNA 型鑑定」（中日新聞）と書く報道機関が多い。

山際さんの報告後、参加者との討論が行われた。「警察官によるメディア記者へのリークは公務員法の守秘

義務違反ではないか」という見解に対し、司会の浅野は「冤罪を暴くなどの内部告発的な情報提供もあるので法的対応ではなく、社会的に解決するしかない」と述べた。また、警察の記者クラブ加盟のメディアへの報道管制が強まり、当局にとって都合のいい情報しか伝わらない構造になっていることを報道界は深刻に受け止めるべきだと指摘した。

同志社大学で留学生に日本語・文化を教えている教員は「新聞の読み方、テレビの見方を教えているが、事件報道だけでなく、報道記者が当局の言い分だけを報じているケースが多いことを学生に知らせなければならない」と話した。

秀子さんによると、巖さんは自分が逮捕された当時の記事を見ていない。「書かれる側」が読まないという前提で取材・報道が行われているのは極めて非正常だ。袴田さんの家族が報道によって受けたダメージは非常に大きい。

本ワークショップについて、京都の司法記者クラブと大学記者クラブに案内文（秀子さん参加情報も）を送ったが、一社も取材に来なかった。

5月14日発行の学会会報に掲載された司会者・浅野の「所属」は「同志社大学（学校法人同志社と地位確認係争中）」となっていた。1994年以降、私の所属は「同志社大学」であった。学会役員は4月から、所属について何度も尋ねてきた。私は、なぜ14年度までの表記ではダメなのか、どこの誰が問題にしているのかを役員に尋ねたが、納得のいく説明はなかった。新表記に違和感も残るが、私が同志社から解雇され京都地裁に地位確認請求訴訟を起こして裁判中である事実を学会会員に知ってもらえてよかった。浅野は「所属問題での見解」文書を学会で配付した。希望者には送付したい。

(参加者 12名) (浅野健一)